

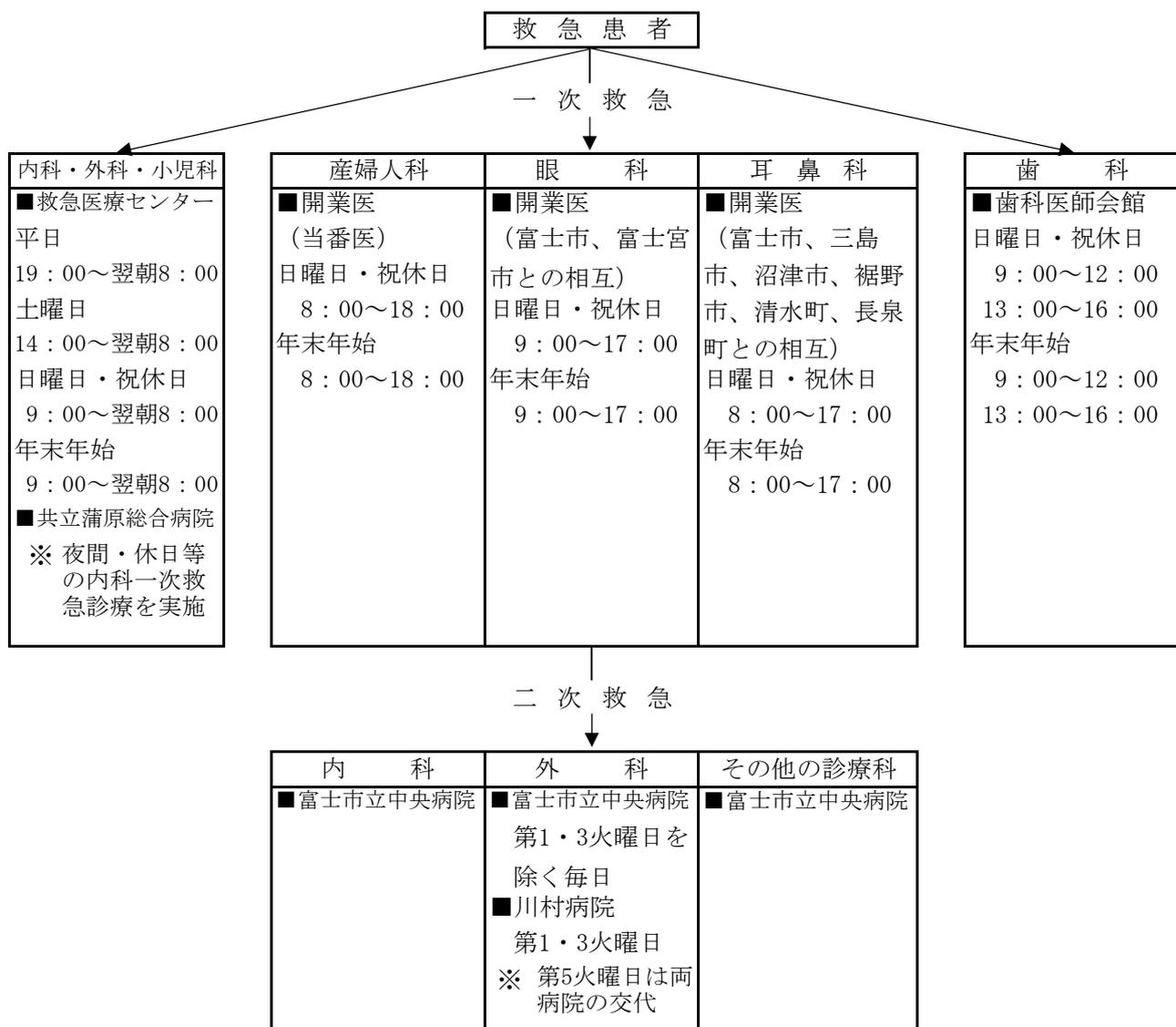
II 保健医療課事業実績

1 救急医療事業

(1) 富士市救急医療センター

- ・管理者 富士市救急医療協会理事長 渡邊 正規 令和6年4月1日現在
- ・センター所長 富士市救急医療協会理事 西島 一典
- ・昭和63年4月、富士市救急医療協会が管理運営受託団体となり、現在地に富士市救急医療センターが開設される。指定管理者制度導入に伴い、平成18年4月からは指定管理者となる。平成28年2月1日に法人化、同年4月1日からは一般社団法人富士市救急医療協会として管理運営を行う。
- ・毎夜間及び土日、祝休日、年末年始において、内科、小児科、外科の一次救急医療を提供している。
- ・医師は富士市医師会のほか、浜松医科大学、東京慈恵会医科大学、東京女子医科大学、聖マリアンナ医科大学、日本医科大学等から派遣されている。

(2) 令和5年度救急医療体系図



(3) 一次救急医療診療実施状況

ア 富士市救急医療センター(内科・小児科・外科)

(単位：人・()は日数)

区分 年度	内 科	小 児 科	外 科	合 計
令和元	12,442	7,612	8,512	28,566 (366)
2	5,943	1,877	6,354	14,174 (365)
3	5,944	2,688	6,184	14,816 (365)
4	6,444	3,326	6,135	15,905 (365)
5	8,261	4,096	6,202	18,559 (366)

イ 市内医療機関(産婦人科・耳鼻科・眼科)

(単位：人・()は日数)

区分 年度	産婦人科	耳 鼻 科	眼 科	合 計
令和元	179 (76)	1,170 (32)	963 (49)	2,312 (157)
2	129 (66)	512 (22)	642 (50)	1,283 (138)
3	136 (72)	543 (24)	671 (53)	1,350 (149)
4	100 (69)	646 (24)	613 (52)	1,359 (145)
5	105 (73)	850 (22)	666 (54)	1,621 (149)

ウ 平日昼間一次救急(内科系・外科系)

令和5年度から救急搬送困難事例が多く発生する平日昼間の時間帯(12~14時)に内科系(70歳以上)と外科系の市内各1医療機関が輪番制で一次救急の受入れを行っている。

(単位：人・()は日数)

区分 年度	内 科 系	外 科 系	合 計
令和5	27 (58)	42 (58)	69 (116)

※令和5年度は令和6年1~3月の実績。

(4) 二次救急医療診療実施状況

ア 富士市立中央病院(内科・外科・その他の診療科)

(単位：人・()は日数)

区分 年度	内 科	外 科	そ の 他	合 計
令和元	3,125	738	4,767	8,630 (366)
2	2,862	663	3,696	7,221 (365)
3	3,341	734	4,454	8,529 (365)
4	3,432	727	4,691	8,850 (365)
5	3,520	619	4,431	8,570 (366)

イ 市内医療機関(内科・外科)

(単位：人・()は日数)

区分 年度	内 科	外 科	合 計
令和元	88 (26)	47 (31)	135 (57)
2	116 (24)	48 (28)	164 (52)
3	121 (25)	64 (26)	185 (51)
4	109 (24)	65 (28)	174 (52)
5	0 (0)	51 (26)	51 (26)

※令和5年度から二次救急を受入れる市内医療機関が外科のみとなった。

(5) 救急歯科医療

歯科の診療は、富士・吉原地区一医院ずつの当番制で行ってきたが、昭和54年からは富士市歯科医師会に委託し、歯科医師会館で診療を開始し現在に至る。

救急歯科診療実施状況

(単位：人・()は日数)

年度	大人			小人			合計		
	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計
令和元	472	61	533	99	12	111	571	73	644 (78)
2	352	21	373	78	3	81	430	24	454 (74)
3	385	28	413	55	4	59	440	32	472 (74)
4	310	18	328	46	4	50	356	22	378 (74)
5	355	47	402	65	5	70	420	52	472 (75)

(6) 救急当直医案内

当日の救急当直医療機関の名称、所在地、電話番号等の救急医療情報のテレホンサービスを電話51-9999にて行っている。

(7) 自動体外式除細動器 (AED:Automated External Defibrillator) の整備

自動体外式除細動器 (AED) は、心臓突然死の原因のひとつである心臓の心室細動が発生した場合に、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器である。

平成16年7月から、一般の市民でも使用が可能となったことに伴い、公共施設の利用者が突然の心停止に陥ったとき、迅速な蘇生処置に対応できるよう、市内全小・中学校、まちづくりセンター等、不特定多数の市民が集まる183の公共施設へAEDを配置した。(富士市立中央病院及び富士市救急医療センター、消防関係は独自配置)

また、体育祭等の市民イベント時に有効利用できるように、市民を対象としたAED貸出し制度を実施している。

ア AED配置施設一覧 (令和6年3月末日現在)

施設名称		
市庁舎 (2階)	中央図書館 (本館)	岩本山公園 (公園管理事務所)
市庁舎 (6階)	中央図書館 (分館)	富士市森林墓園
フィランセ	斎場	こども発達センター
教育プラザ	新富士駅観光案内所	東部児童館
少年自然の家	シルバー人材センター	広見児童館
ロゼシアター	市民活動センター	ぐるん・ぱ よねのみや
総合運動公園管理棟	博物館	北西部児童館
総合運動公園野球場	福祉キャンパス	クリーンセンターききょう
総合運動公園陸上競技場	広見荘	道の駅富士 (上り)
総合運動公園庭球場	田子浦荘	まちづくりセンター 26か所
富士体育館	東部市民プラザ	保育園 18園
富士体育館 (柔剣道場)	鷹岡市民プラザ	南小規模保育事業所
富士川体育館	滝川福祉センター	幼稚園 5園
富士マリンスポーツ 2台	元町福祉センター	松野こども園
富士市サイクリングステーション	交流プラザ	小学校 25校
看護専門学校	ふじさんめっせ	小学校体育館 27校
富士市立高等学校	富士川ふれあいホール	中学校 16校
富士市立高等学校 (秀麗館)	中央公園 (公園管理事務所)	中学校体育館 16校
ラ・ホール富士	富士西公園 (公園センター)	
計		183 台
貸出用		11 台
合計		194 台

イ AED貸出状況

年度 \ 区分	団体数 (団体)	台数 (台)
令和元	102	121
2	36	46
3	50	63
4	76	95
5	100	120

2 指定難病等対策事業

(1) 療養扶助費支給事業

原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病に対して富士市では昭和48年度から「富士市特定疾病患者及び小児慢性特定疾病患者治療助成費支給要綱」を制定し、難病患者の治療に伴う経費の軽減を図るため、治療助成費の支給を行っている。

平成25年10月に「富士市特定疾患患者及び小児慢性特定疾患患者療養扶助費支給要綱」を全部改正し、一律支給という扶助制度を新設し、平成27年1月から国の難病患者医療費助成制度が法定化されたことに伴い「富士市指定難病患者、特定疾患患者及び小児慢性特定疾病児童等療養扶助費支給要綱」に名称を改めた。また、平成30年8月に県のと綱が改正されたことに伴い「富士市指定難病患者、特定疾患患者、先天性血液凝固因子障害等患者及び小児慢性特定疾病児童等療養扶助費支給要綱」に名称を変更し、継続して療養扶助費の支給を行っている。

対 象 : 富士市に住所を有し、静岡県知事又は富士保健所長認定の「特定医療費（指定難病）受給者証」、「特定疾患医療受給者証」、「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」又は「小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を受けている者。

指定難病数	平成27年1月から同年6月まで	110 疾病
	平成27年7月から平成29年3月まで	306 疾病
	平成29年4月から平成30年3月まで	330 疾病
	平成30年4月から令和元年6月まで	331 疾病
	令和元年7月から令和3年10月まで	333 疾病
	令和3年11月から	338 疾病
特定疾患数	6疾患	
	1研究事業	
小児慢性特定疾病数		
	平成27年1月から平成29年3月まで	704 疾病
	平成29年4月から平成30年3月まで	722 疾病
	平成30年4月から令和元年6月まで	756 疾病
	令和元年7月から令和3年10月まで	762 疾病
	令和3年11月から	788 疾病
扶助費の額等	一律支給	受給者証の有効期間内に1回
	入院支給	月に15日以上入院 月額
		月に14日以下入院 月額
		10,000 円
		10,000 円
		5,000 円

(イ) 小児慢性特定疾病 (各年度末現在)

(単位: 人)

疾患群	告示番号	病名	認定者数			疾患群	告示番号	病名	認定者数			
			令和3	4	5				令和3	4	5	
悪性新生物群	5	ウィルムス腫瘍/腎芽腫	1	0	0	内分泌疾患	23	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を除く)	2	2	1	
	6	成熟を伴う急性骨髄性白血病	1	1	1		24	バセドウ病	4	4	3	
	8	滑膜肉腫	1	1	1		27	その他の後天性甲状腺機能低下症	1	1	1	
	16	その他の白血病	1	1	1		28	異所性甲状腺	1	1	1	
	20	神経芽腫	1	1	1		29	甲状腺刺激ホルモン分泌低下症	1	1	0	
	42	卵黄嚢腫	0	1	1		31	その他の先天性甲状腺機能低下症	6	6	5	
	43	その他の固形腫瘍	1	1	0		37	ゴナドトロピン依存性思春期早発症	7	8	5	
	44	骨髄異形成症候群	1	1	0		46	成長ホルモン分泌不全性低身長症	8	6	3	
	46	ランゲルハンス細胞組織球症	2	2	3		62	低ゴナドトロピン性性腺機能低下症(カルマン症候群を除く)	0	1	1	
	60	頭蓋咽頭腫	1	1	1		74	腎性尿崩症	1	1	1	
	61	頭蓋内胚細胞腫瘍	0	1	1		88	ターナー症候群	1	1	1	
	68	毛様細胞性星細胞腫	3	3	3		89	ヌーナン症候群	3	3	3	
	72	急性骨髄単球性白血病	1	1	1		91	プラダー・ウィリ症候群	3	2	2	
	76	若年性骨髄単球性白血病	1	1	1		膠原病	9	全身性エリテマトーデス	2	0	1
80	前駆B細胞急性リンパ性白血病	10	10	9	1	1型糖尿病		14	12	12		
83	慢性骨髄性白血病	1	1	1	6	2型糖尿病	2	0	0			
慢性腎疾患	8	多発性嚢胞腎	1	1	1	血液疾患	2	遺伝性球状赤血球	1	1	0	
	11	その他の腎奇形	1	1	0		18	免疫性血小板減少性紫斑病	1	1	1	
	18	膀胱尿管逆流	1	1	1		20	血栓性血小板減少性紫斑病	1	0	0	
	21	微小変化型ネフローゼ症候群	4	4	4		22	再生不良性貧血	0	0	1	
	25	その他のネフローゼ症候群	1	2	2		31	血友病A	2	2	2	
	27	バーター症候群	1	1	1		免疫疾患	24	免疫不全を伴う無汗性外胚葉形成異常症	1	1	1
	29	I g A腎症	4	3	3			40	慢性活動性EBウイルス感染症	1	2	2
	34	紫斑病性腎炎	4	2	2		神経・筋疾患	13	デュシェンヌ型筋ジストロフィー	1	1	1
38	膜性増殖性糸球体腎炎	1	1	1	16	その他筋ジストロフィー		1	1	1		
40	メサングウム増殖性糸球体腎炎	1	1	1	17	痙攣重積型(二相性)急性脳症		1	2	2		
慢性呼吸器疾患	6	気道狭窄	7	7	5	23		結節性硬化症	5	5	3	
	8	先天性中枢性低換気症候群	1	1	1	30		アペール症候群	1	1	1	
	14	慢性肺疾患	1	2	0	34		脆弱X症候群	2	2	2	
慢性心疾患	3	エプスタイン病	1	1	1	36		脊髄脂肪腫	1	0	0	
	4	拡張型心筋症	2	2	2	39		脊髄性筋萎縮症	1	1	1	
	8	完全大血管転位症	2	2	2	59	點頭てんかん(ウエスト症候群)	10	9	9		
	22	左心低形成症候群	7	5	5	76	もやもや病	6	6	5		
	24	三尖弁閉鎖症	1	1	0	78	レット症候群	1	1	1		
	26	上室頻拍	1	1	1	慢性消化器疾患	1	潰瘍性大腸炎	3	2	2	
	31	心室中隔欠損症	1	1	0		2	クローン病	2	2	4	
	57	大動脈弓離断複合	2	2	2	11	胆道閉鎖症	1	1	1		
	68	単心室症	1	1	1	5	ダウン症候群	2	1	3		
	75	無脾症候群	1	2	1	6	4p-症候群	1	1	1		
	84	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	2	1	1	7	その他の常染色体異常	1	1	2		
	85	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	2	2	2	22	チャージ症候群	1	2	2		
89	ファロー四徴症	1	1	1	皮膚疾患	13	レックリングハウゼン病	1	0	0		
90	フォンタン術後症候群	5	4	4		8	低ホスファターゼ症	0	1	2		
97	両大血管右室起始症	1	1	1	骨系統疾患	10	点状軟骨異形成症(ペルオキシソーム病を除く。)	0	0	1		
内分泌疾患	4	後天性下垂体機能低下症	1	1		0	12	軟骨低形成症	1	1	1	
	5	先天性下垂体機能低下症	2	1		2	13	軟骨無形成症	3	3	4	
	9	偽性副甲状腺機能低下症	1	0		0	脈管系疾患	6	リンパ管腫	0	1	1
	18	先天性高インスリン血症	1	1	0	合計			198	185	170	

イ 療養扶助費支給状況

(単位：人・件・千円)

区分		年度		令和4	5	増減
指定難病及び特定疾患	認定者数			1,893	1,964	71
	一律支給	申請件数		1,847	1,858	11
		支給額		18,470	18,580	110
	入院(15日以上)	申請件数		468	430	△ 38
		支給額		4,680	4,300	△ 380
	入院(14日以下)	申請件数		288	287	△ 1
		支給額		1,440	1,435	△ 5
	計	申請件数		2,603	2,575	△ 28
		支給額		24,590	24,315	△ 275
	小児慢性特定疾病	認定者数			185	170
一律支給		申請件数		168	147	△ 21
		支給額		1,680	1,470	△ 210
入院(15日以上)		申請件数		32	22	△ 10
		支給額		320	220	△ 100
入院(14日以下)		申請件数		57	46	△ 11
		支給額		285	230	△ 55
計		申請件数		257	215	△ 42
		支給額		2,285	1,920	△ 365
合計		認定者数			2,078	2,134
	一律支給	申請件数		2,015	2,005	△ 10
		支給額		20,150	20,050	△ 100
	入院(15日以上)	申請件数		500	452	△ 48
		支給額		5,000	4,520	△ 480
	入院(14日以下)	申請件数		345	333	△ 12
		支給額		1,725	1,665	△ 60
	計	申請件数		2,860	2,790	△ 70
支給額			26,875	26,235	△ 640	

(2) 難病患者介護家族リフレッシュ事業

在宅で人工呼吸器を使用している難病患者等を介護する家族の負担軽減を図ることを目的として、市から委託を受けた訪問看護ステーション等による滞在型訪問看護を利用した方に対し、看護料の一部を補助する事業を行っている。

また、平成27年1月からは、就学している小学校、中学校又は義務教育段階の特別支援学校(以下「就学校」という。)への登下校時や在校時における医療的ケアについても対象とする就学支援事業も行っている。

対 象 : 【在宅支援事業】

富士市に住所を有し、在宅で人工呼吸器を使用している又は気管切開で頻回に吸引が必要な特定疾患患者、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等、筋ジストロフィー患者及び重症心身障害児(者)。

【就学支援事業】

富士市に住所を有し、就学校への登下校時や在校時に医療的ケアを必要とする特定疾患患者、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等、筋ジストロフィー患者及び重症心身障害児(者)。

利用回数 : 【在宅支援事業】1年につき24回を限度とする

区分 \ 年度	令和3	4	5
利用人数(人)	10	8	15
利用回数(回)	59	63	41
利用延べ時間(時間)	248	252	167
市負担金額(円)	1,313,568	1,342,656	955,062

【就学支援事業】1年につき80回を限度とする

区分 \ 年度	令和3	4	5
利用人数(人)	0	0	0
利用回数(回)	0	0	0
利用延べ時間(時間)	0	0	0
市負担金額(円)	0	0	0

(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童等の日常生活における利便性向上を目的として、車いすや特殊寝台等の対象となる日常用具の給付を、製作・販売業者に委託して行っている。

(給付対象者を扶養している世帯の課税状況に応じた利用者負担あり)

対 象 : 富士市に住所を有し、在宅で療養している小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されている者で、児童福祉法及び障害者総合支援法による日常生活用具及び補そう具の給付支給の対象とならない者。

区分 \ 年度	令和3	4	5
利用人数(人)	0	4	2
利用件数(件)	0	7	2
給付用具		電気式たん吸引器、 ストーマ装具、 人工鼻、ネブライザー	ストーマ装具(消化器系)、 ネブライザー
市負担金額(円)	0	231,295	57,070

(4) 骨髄移植ドナー支援事業

概要 : 平成29年10月から、骨髄移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的に、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業における骨髄等の提供者(ドナー)及びそのドナーが勤務する事業所に対し、奨励金の交付を行う。

対象 : 骨髄等の提供日において市内に住所を有し、骨髄等の提供を完了したドナー及びそのドナーが勤務する事業所。

奨励金額 : 骨髄等提供のために通院・入院した日数に応じて支給(7日を限度)

ドナー 1日につき20,000円

事業所 1日につき10,000円

交付状況 : (単位:件・円)

区分	令和3		4		5	
	ドナー	事業所	ドナー	事業所	ドナー	事業所
利用件数	4	1	1	0	2	1
奨励金額	560,000	70,000	140,000	0	280,000	70,000

3 看護師等確保事業

(1) 看護師実務研修事業

- 目的：地域医療の充実に向けた看護師の確保対策として、看護師の市内小規模の病院・診療所への就職を誘導するとともに、専門資格を有しているものの医療現場を離れているいわゆる潜在看護師に対して、看護師としての基礎的知識・技術・態度等を習得・再認識できる実務研修を実施し、看護力のレベルの向上を図ることにより、再就業を支援する。
- 対象：市内在住で現在病院・診療所等に勤務していない看護師・准看護師等の資格を持つ人(潜在看護師)、市内の民間病院・診療所等に勤務している看護師・准看護師等。
- 内容：感染防止技術、救命救急処置技術、症状・生体機能管理技術、吸引・カテーテルなどの管理、創傷管理技術 全5回（令和5年度）
- 講師：富士市立中央病院看護師（令和5年度）
- 会場：富士市立中央病院、富士市立看護専門学校（令和5年度）
- 参加状況： (単位：人・%)

区分		年度		令和4				5			
		実人数	割合	延人数	割合	実人数	割合	延人数	割合		
参加者勤務先	診療所	3	30.0	3	20.0	2	9.5	3	5.3		
	病院	0	0.0	0	0.0	3	14.3	7	12.3		
	施設	3	30.0	5	33.3	6	28.6	17	29.8		
	その他	1	10.0	1	6.7	1	4.7	3	5.3		
	なし	3	30.0	6	40.0	6	28.6	19	33.3		
	不明	0	0.0	0	0.0	3	14.3	8	14.0		
合計		10	100.0	15	100.0	21	100.0	57	100.0		
(再)職種	看護師	10	100.0	15	100.0	9	42.9	27	47.4		
	准看護師	0	0.0	0	0.0	5	23.8	7	12.3		
	保健師	0	0.0	0	0.0	7	33.3	23	40.3		

(2) 看護職員修学資金貸与事業

概要：市内民間医療機関(歯科診療所を除く。)に勤務する看護職員を確保し、地域医療体制の充実を図ることを目的に、看護学校・看護師養成所等に入学又は在学し、卒業後、看護師または助産師として市内民間医療機関に就職する意思を有する者に対し、就学に必要な資金を貸与する。なお、令和4年度から当該事業の新規募集を中止した。

貸与の額：月額5万円(養成所等における正規の修学期間を貸与期間の限度とする。)

返還免除：市内民間医療機関において、看護職員として勤務した期間が貸与相当期間以上となったとき、修学資金の返還を免除する。

貸与実績：令和元年度 修学生6人(内、新規3人)
 令和2年度 修学生5人(内、新規2人)
 令和3年度 修学生6人(内、新規2人)
 令和4年度 修学生3人
 令和5年度 修学生2人

(3) 民間病院等看護職員修学資金貸与事業費補助金交付事業

概要：市内民間医療機関(歯科診療所を除く。)に勤務する看護職員を確保し、地域医療体制の充実を図ることを目的に、市内民間医療機関が実施している看護学生を対象とした看護職員修学資金貸与事業において、返済の免除により当該医療機関が被る損失の一部を補助金の交付によって支援し、看護職員の採用活動の活性化を促す。

補助金額：補助対象経費の1/2(1人月額5万円、一の民間病院等につき5人を限度とする。)

実績：令和元年度 3病院(看護職員5人)
 令和2年度 3病院(看護職員5人)
 令和3年度 2病院(看護職員3人)
 令和4年度 3病院(看護職員4人)
 令和5年度 1病院(看護職員1人)

4 特定感染症対策事業

【令和5年度の実績】

年末年始医療体制確保事業

年末年始はほとんどの医療機関が休診となり、発熱患者等が多数発生した場合、富士市救急医療センターに殺到することが予想される。年末年始に発熱外来を別で実施することで、救急患者等がスムーズに富士市救急医療センターを受診できる体制を確保し、救急医療体制の維持を図ることを目的に実施した。

富士市医師会及び富士市薬剤師会の協力を得て、市内10医療機関が輪番で発熱外来を実施した。

実施状況：

(単位：人)

月日		医療機関数	患者数	陽性者数	
				新型コロナ	インフルエンザ
令和5年 12月	30日	4	241	22	103
	31日	5	335	39	138
令和6年 1月	1日	2	134	35	60
	2日	4	204	41	107
	3日	3	217	46	110
合計		—	1,131	183	518

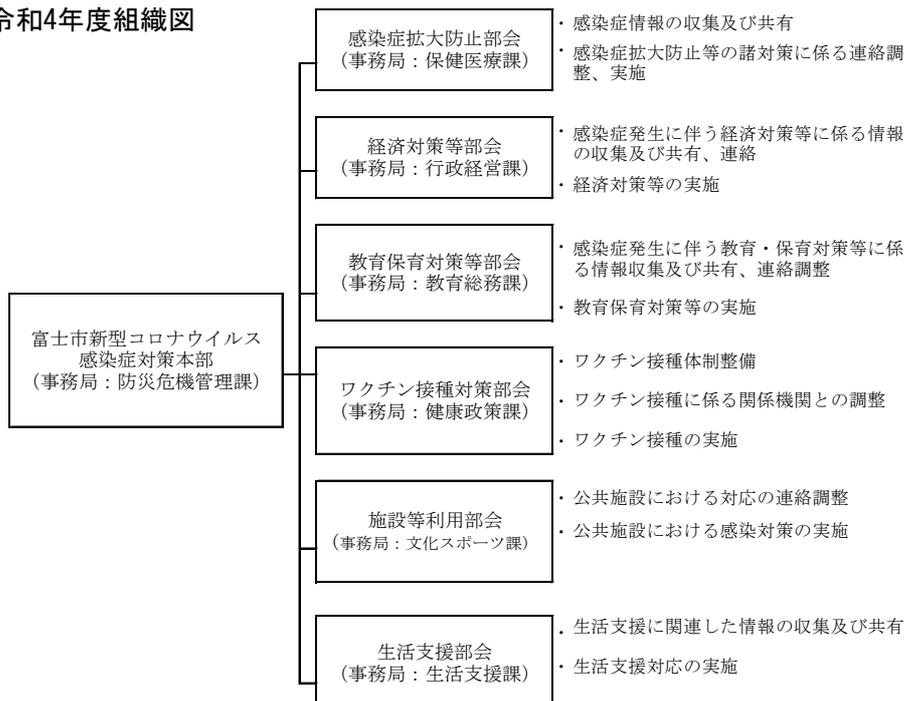
【令和4年度までの実績】

(1) 富士市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策として、市では従来の感染症対策本部にて対応をしていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、感染症の発生に伴う経済対策、その他の感染症対策の総合的な推進を図ることを目的として、令和2年4月7日に富士市新型コロナウイルス感染症対策本部を臨時組織として設置した。また、感染症対策について専門的に調査審議するため、本部に部会を6つ設置し、対策を講じていた。

令和5年5月7日をもって新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5類感染症に位置づけられることに伴い、同日廃止とした。

ア 令和4年度組織図



イ 富士市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症対策に係る情報の共有、感染症対策の実施に係る協議・決定、その他感染症に係る重要事項を協議・共有するため、定期的に会議を開催した。また、会議において専門的知見が必要となった場合、富士市医師会感染症対策委員会の医師を招き、意見を聴いた。

実施状況： (単位：回、人)

年度	区分	実施回数	医師参加 延べ人数
	令和元	4	0
	2	20	8
	3	14	4
	4	10	0

(2) 富士市地域外来・検査センター

概要： 令和2年5月22日から、新型コロナウイルス感染症の検査体制を強化し、感染者の早期発見を行うため、ドライブスルー方式によるPCR検査を実施。

対象者： 市内医療機関から紹介された、発熱等の症状があり、新型コロナウイルスに感染していることが疑われる人

実施日： 週2日（令和3年度までは週3日） ※令和5年3月末をもって廃止。

実施状況： (単位：人)

年度	区分	実施件数	陰性数	陽性数
	令和2	557	541	16
	3	439	383	56
	4	66	49	17

(3) 富士市臨時発熱センター

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行への対策として、多くの医療機関が休診となる年末年始等に富士市医師会及び富士市薬剤師会の協力のもと、フィランセを会場に臨時発熱センターを開設し、ドライブスルー方式により診察及び投薬を行った。

実施状況： (単位：人)

月日		患者数	陽性者数	
			新型コロナ	インフルエンザ
令和4年 12月	29日	222	132	7
	30日	223	128	13
	31日	257	173	7
令和5年 1月	1日	240	166	17
	2日	236	170	14
	3日	250	185	18
	8日	226	156	15
	9日	212	137	14
2月	11日	66	24	4
	12日	78	23	10
合計		2,010	1,294	119

(4) 新型コロナ検査キット有症状者向け配布事業

感染拡大により外来患者が殺到し、医療機関がひっ迫している状況を解消するため、軽症状者が自身で検査キットを用いて検査を行い、医療機関にかかることなく自宅療養を行うことを目的に国から支給された抗原定性検査キットを無料で配布した。

実施状況： (単位：個)

配布期間	配布方法	配布数
令和4年8月11日～令和4年9月30日	職員がタクシーで宅配	3,918
令和4年12月16日～令和5年2月15日	配送業者による宅配	7,450

(5) 富士市新型コロナ一般電話相談窓口

感染拡大に不安を感じる人に対し、電話相談窓口を開設して一般的な相談に対応した。

実施状況： (単位：件)

実施期間	相談件数
令和4年7月25日～令和4年9月30日	1,992
令和4年12月15日～令和5年2月15日	1,037

(6) 自宅療養者サポート事業

新型コロナウイルス陽性患者の急増に対応するため、自宅療養者に対する各種支援を実施。(ア及びイについては、市が対象区域となる「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の発令期間等に実施。)

ア 医療電話相談

医療機関の通常診療時間外に、自宅療養者が体調等の不安を覚えた際、看護師や医師に医療相談ができる輪番体制を富士市医師会の協力により構築。

電話相談で聞き取った症状により緊急性を判断して、必要があれば保健所に繋ぐなどのスクリーニング機能を果たした。

実施状況： (単位：件)

実施期間	電話件数	(再掲) 医師連絡件数
令和4年1月26日～令和4年3月27日	86	15

イ よろず相談

医療的な相談以外の各種相談を自宅療養者から受けることで、療養生活における不安の解消を図った。

実施状況： (単位：件)

実施期間	電話件数
令和4年1月26日～令和4年3月27日	54

ウ 安否確認

県との覚書に基づく安否確認の要請が保健所からあった場合、電話や臨宅により安否を確認し、必要な対応をとった。

実施状況： (単位：件)

実施期間	件数	(再掲) 臨宅	(再掲) 架電のみ
令和4年1月13日～令和4年3月31日	21	11	10
令和4年4月1日～令和5年3月31日	13	4	9

エ 食料支援

自宅療養者等及び濃厚接触者でインターネット通販等の利用や親族・知人等による支援を受けることが困難な富士市在住者に対し、3日分程度の食料品等（ご飯、レトルト食品、栄養補助食品等）を置き配し支援した。

実施状況： (単位：世帯・個)

実施期間	世帯数	配送数
令和3年9月14日～令和4年3月31日	782	2,428

5 公害保健事業

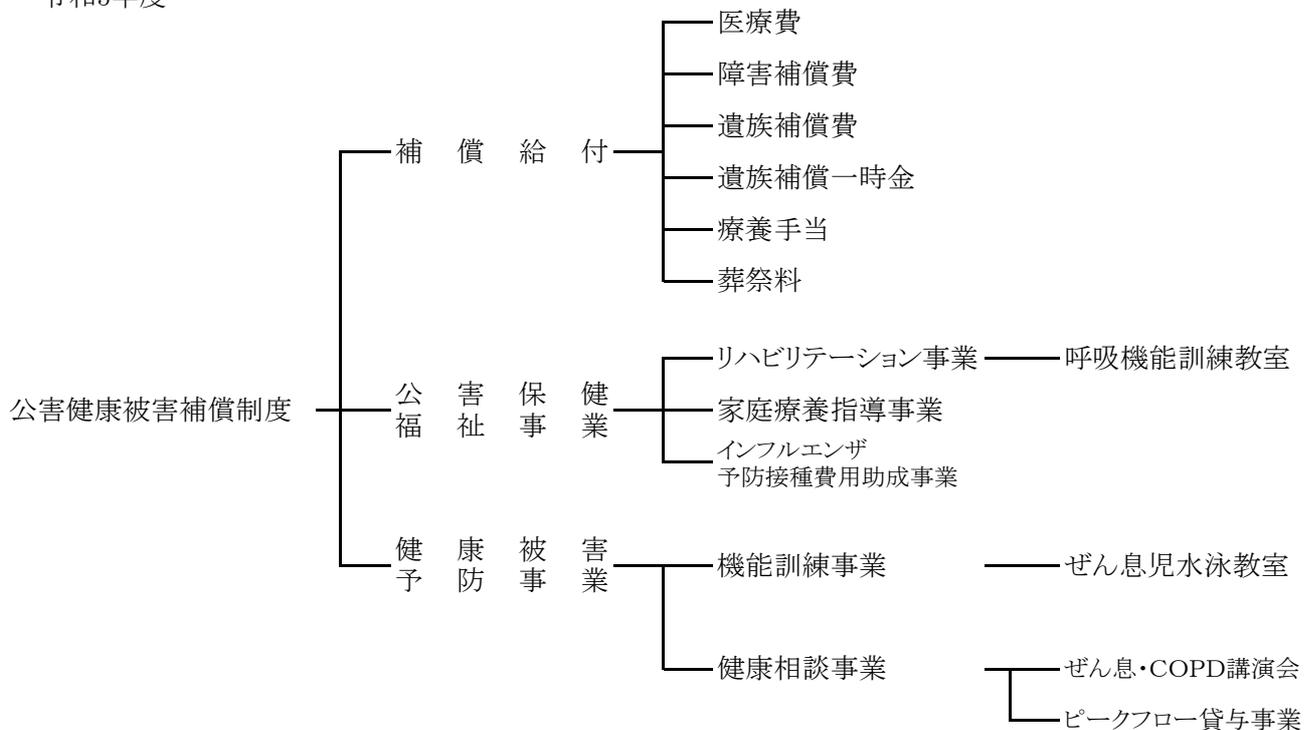
(1) 公害健康被害補償制度の沿革

昭和42年	「公害対策基本法」制定 富士市医師会と千葉大学医学部の協力のもとに、大気汚染による人体影響の各種調査を実施。
昭和45年	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(旧「救済法」)施行
昭和46年	「富士市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」制定 市全域を対象に小学校の課程を終了するまでの者のうち、気管支ぜん息及び慢性気管支炎の2疾病に罹っている者に対し、医療費(自己負担分)の支給を行う救済を制度化。
昭和47年	市域の一部が旧「救済法」の適用を受ける。 疾病は4疾病と、その続発症が加わり医療手当の支給開始。
昭和49年	「公害健康被害補償法」施行 療養の給付のほか、障害補償費、遺族補償費等7種類の補償給付の支給開始。 市条例が「富士市公害健康被害補償条例」に全面改定、内容も新法と全く同一のものとなり、法律の指定地域以外の全市域を市条例で補償することになる。
昭和52年	市域の一部地域が拡大指定地域となる。
昭和62年	法律が「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正
昭和63年	3月1日に指定地域が解除され、新規認定がなくなるとともに既認定患者に対する補償給付、認定更新等は従来どおりの扱いと改められ、市条例も準じた改正となる。同時に、大気汚染による健康被害を予防するための健康被害予防事業が開始される。

《制度の概要》

この制度は損害補償のための補償給付と健康回復のための福祉事業並びに健康回復、保持及び未然防止のための予防事業の3つから成立している。

令和5年度



(2) 公害健康被害認定審査会及び公害診療報酬審査会

ア 公害健康被害認定審査会

審査委員数 10名、回数 12回、年間延審査件数 367件

イ 公害診療報酬審査会

審査委員数 3名、回数 12回、年間延審査件数 4,666件

(3) 認定状況

有効期間の満了前に治る見込みがないときに、その申請に基づき公害健康被害認定審査会の答申により認定の更新ができる。認定の有効期間は、法律は3年、条例は2年となっている。

ア 年度別認定状況(各年度3月31日現在)

(単位：人)

年度	法				律				市				条				例		年度未 認定者 合計
	新 規 認 定 患者数	年 度 内 死 亡 者 数	年 度 内 治 ゆ 等 数	年 度 末 認 定 患者数	新 規 認 定 患者数	年 度 内 死 亡 者 数	年 度 内 治 ゆ 等 数	年 度 内 法 移 行 数											
昭和45	—	—	—	—	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	81
46	198	0	0	198	123	0	0	134	0	0	134	0	0	0	0	0	0	70	268
47～50	486	24	28	632	201	11	33	10	7	7	10	7	7	7	7	7	7	210	842
51～55	594	51	227	948	72	12	27	187	3	3	187	3	3	3	3	3	3	53	1,001
56～60	218	73	210	883	34	10	13	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	62	945
61～63	123	25	138	843	22	2	7	8	1	1	8	1	1	1	1	1	1	66	909
平成元～5	転入 6	72	143	634		7	15		2	2		2	2	2	2	2	2	42	676
6～10	〃 3	41	46	551		5	3		0	0		0	0	0	0	0	0	34	585
11～15	〃 4	30	16	509		4	0		2	2		2	2	2	2	2	2	28	537
16～20	〃 0	47	12	450		2	2		2	2		2	2	2	2	2	2	22	472
21～25	〃 0	39	4	407		2	0		0	0		0	0	0	0	0	0	20	427
26～30	〃 0	20	39	348	—	2	1	—	1	1	—	1	1	1	1	1	1	16	364
令和元	〃 0	4	1	343		1	0		0	0		0	0	0	0	0	0	15	358
2	〃 0	6	2	335		0	0		0	0		0	0	0	0	0	0	15	350
3	〃 0	3	1	331		0	0		0	0		0	0	0	0	0	0	15	346
4	〃 0	4	0	327		0	0		0	0		0	0	0	0	0	0	15	342
5	〃 0	8	1	318		0	0		0	0		0	0	0	0	0	0	15	333

イ 法律分による認定状況(令和6年3月31日現在)

(ア) 年齢別認定疾病分類

(単位：人)

年齢	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
35～39	0	0	0	4	2	6	0	0	0	0	0	0	4	2	6
40～44	0	0	0	29	17	46	0	0	0	0	0	0	29	17	46
45～49	0	0	0	37	26	63	0	0	0	0	0	0	37	26	63
50～54	0	0	0	41	34	75	0	0	0	0	0	0	41	34	75
55～59	0	0	0	21	16	37	0	0	0	0	0	0	21	16	37
60～64	0	0	0	9	5	14	0	0	0	0	0	0	9	5	14
65～69	0	2	2	3	6	9	0	0	0	0	0	0	3	8	11
70～74	0	2	2	6	11	17	0	0	0	0	0	0	6	13	19
75～79	1	1	2	4	9	13	0	0	0	0	0	0	5	10	15
80～84	0	1	1	3	7	10	0	0	0	0	0	0	3	8	11
85～89	0	0	0	4	7	11	0	0	0	0	0	0	4	7	11
90～	0	1	1	0	8	8	0	0	0	0	1	1	0	10	10
合計	1	7	8	161	148	309	0	0	0	0	1	1	162	156	318

(イ) 障害等級の状況

(単位：人・%)

等級	男	女	合計	構成比
特級	0	0	0	0.0
1級	0	0	0	0.0
2級	6	5	11	3.4
3級	141	141	282	88.7
級外	15	10	25	7.9
合計	162	156	318	100.0
構成比	50.9	49.1	100.0	

ウ 市条例分による認定状況(令和6年3月31日現在)

(ア) 年齢別認定疾病分類

(単位：人)

年齢	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
35～39	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
40～44	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4
45～49	0	0	0	3	3	6	0	0	0	0	0	0	3	3	6
50～54	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
55～59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
70～74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75～79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80～84	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2
85～89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
90～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	1	8	6	14	0	0	0	0	0	0	9	6	15

(イ) 障害等級の状況

(単位：人・%)

等級	男	女	合計	構成比
特級	0	0	0	0.0
1級	0	0	0	0.0
2級	0	0	0	0.0
3級	8	5	13	86.7
級外	1	1	2	13.3
合計	9	6	15	100.0
構成比	60.0	40.0	100.0	

(4) 補償給付

ア 補償給付の種類

種 類	内 容
療養の給付及び療養費 (医 療 費)	公害医療手帳の提示により、認定疾病に係る医療費を助成。
障 害 補 償 費	障害の程度が3級以上である満15歳以上の被認定者に支給。 支給月額、障害の等級・性別・年齢により異なる。
遺 族 補 償 費	認定疾病により死亡した被認定者の遺族のうち、一定の要件を満たす者に支給する。 遺族補償標準給付月額(性別・年齢により異なる)を10年間を限度に支給する。
遺 族 補 償 一 時 金	遺族補償費を受けることができる者がいないとき、一定の要件を満たす遺族に支給する。 遺族補償費標準月額(性別・年齢により異なる)の36月分を一括支給する。
療 養 手 当	月を単位とし、入院1日以上、通院4日以上、認定疾病で療養を受けた被認定者に支給する。
葬 祭 料	認定疾病により死亡した被認定者の葬祭を行った者に支給する。

イ 令和5年度補償給付状況(法律・市条例分合計) (単位：件・円・%)

種類	区分	件 数	金 額	構 成 比
医 療 費		4,649	79,232,751	19.8
障 害 補 償 費		3,695	301,175,180	75.3
遺 族 補 償 費		34	4,219,300	1.1
遺 族 補 償 一 時 金		0	0	0.0
療 養 手 当		582	14,099,500	3.5
葬 祭 料		3	1,018,000	0.3
合 計		8,963	399,744,731	100.0

(ア) 法律分補償給付状況 (単位：件・円・%)

種類	区分	件 数	金 額	構 成 比
医 療 費		4,413	75,704,306	19.8
障 害 補 償 費		3,539	288,605,720	75.4
遺 族 補 償 費		34	4,219,300	1.1
遺 族 補 償 一 時 金		0	0	0.0
療 養 手 当		546	13,229,800	3.4
葬 祭 料		3	1,018,000	0.3
合 計		8,535	382,777,126	99.9

(イ) 市条例分補償給付状況 (単位：件・円・%)

種類	区分	件 数	金 額	構 成 比
医 療 費		236	3,528,445	20.8
障 害 補 償 費		156	12,569,460	74.1
遺 族 補 償 費		0	0	0.0
遺 族 補 償 一 時 金		0	0	0.0
療 養 手 当		36	869,700	5.1
葬 祭 料		0	0	0.0
合 計		428	16,967,605	100.0

(5) 公害保健福祉事業

目的：被認定者に対し、リハビリテーションに係る運動療法等の紹介、認定疾病に関する知識の普及・療養上の指導を行うことにより、健康の回復・増進を図る。

ア リハビリテーション事業

呼吸機能訓練教室

目的：腹式呼吸・軽体操等の実施、認定疾病に関する知識の確認、療養生活上の指導等を行うことにより、健康の回復・増進を図る。

対象：被認定者

開催回数：年7回

内容：呼吸機能訓練、音楽療法、薬・食生活についての講話、骨密度測定

スタッフ：作業療法士、薬剤師、音楽療法士、保健師、栄養士

会場：教育プラザ

実施状況： (単位：人)

年度	参加延人数			等級別				
	男	女	合計	特級	1	2	3	級外
令和元	20	55	75	0	0	0	75	0
2	10	26	36	0	0	0	36	0
3	5	24	29	0	0	0	29	0
4	12	43	55	0	0	0	55	0
5	14	45	59	0	0	0	59	0

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元～3年度は回数を減らして実施。

イ 家庭療養指導事業

目的：被認定者の家庭を訪問し、病状を把握するとともに日常生活における療養指導を行う。

実施状況： (単位：人)

年度	訪問延人数			認定疾病別				等級別				
	男	女	計	肺気腫	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	特級	1	2	3	級外
令和元	55	90	145	1	12	132	0	0	0	14	124	7
2	50	78	128	1	10	117	0	0	0	7	114	7
3	46	72	118	1	8	109	0	0	0	7	104	7
4	46	68	114	0	9	105	0	0	0	9	99	6
5	42	75	117	1	6	110	0	0	0	8	103	6

健康相談（訪問による把握ができない場合）： (単位：人)

年度	相談延人数			認定疾病別				等級別				
	男	女	計	肺気腫	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	特級	1	2	3	級外
令和元	104	63	167	0	2	165	0	0	0	7	156	4
2	106	73	179	0	8	171	0	0	0	7	169	3
3	103	83	186	0	5	181	0	0	0	9	163	14
4	119	95	214	1	4	209	0	0	0	7	198	9
5	132	98	230	0	2	228	0	0	0	8	203	19

ウ インフルエンザ予防接種費用助成事業

目的：被認定者にインフルエンザに係る予防接種の自己負担額を助成し、健康の保持を図る。

対象：全被認定者

実施状況： (単位：人)

年度	区分	対象者数	接種者数		
			男	女	合計
令和元	65歳以上	91	10	40	50
	65歳未満	267	35	43	78
2	65歳以上	87	13	41	54
	65歳未満	264	41	46	87
3	65歳以上	86	8	35	43
	65歳未満	262	40	41	81
4	65歳以上	82	10	31	41
	65歳未満	260	38	44	82
5	65歳以上	80	11	26	37
	65歳未満	254	35	37	72

(6) 健康被害予防事業

目的：気管支ぜん息児の知識の普及、機能訓練等を行うことにより、地域住民の健康の回復・保持及び増進を図り、大気汚染の影響による健康被害を予防する。

ア 機能訓練事業

ぜん息児水泳教室

目的：気管支ぜん息児を対象として、療養上有効な水泳訓練を行うことにより、健康の回復、保持及び増進を図る。

対象：年長～小学校6年生までの気管支ぜん息をもつ児(定員60人)

開催日：令和5年5月～令和6年2月の月曜日

内容：水泳訓練、腹式呼吸の練習(個別)、保護者に対して個別健康相談

会場：静岡県富士水泳場

実施状況： (単位：人)

年度	区分	回数	参加人数			参加延人数		
			男	女	合計	男	女	合計
令和元		30	27	20	47	545	460	1,005
2		13	19	21	40	196	241	437
3		16	23	21	44	271	249	520
4		14	23	24	47	246	223	469
5		20	25	16	41	359	205	564

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2～4年度は回数を減らして実施。

イ 健康相談事業

(ア) ぜん息・COPD講演会

目的：気管支ぜん息及びCOPDについて自己管理の知識を身につけ、日常生活での実践を図る。

対象：富士市民

実施日：令和5年11月18日

講師：呼吸器科専門医

実施状況： (単位：人)

年度	区分	参加者数	テーマ	講師
令和4		22	ぜん息・COPDの基礎知識と最新情報	木村内科医院 木村 雅司 氏
5		38	治る病気と治らない病気、ぜん息とCOPDを考える	富士いきいき病院 国兼 浩嗣 氏

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度～令和3年度は中止。

(イ) ピークフローメーター貸与事業

目的：ピークフローメーターを貸与し、家庭での計測等を指導することにより、気管支ぜん息の自己管理に役立てる。

対象：主治医に本事業の紹介を受けた気管支ぜん息患者

内容：健康相談、ピークフローメーター貸与

貸与期間：2年間

実施状況： (単位：人)

年度	区分	小児	成人	合計
令和元		1	2	3
2		0	1	1
3		3	0	3
4		3	0	3
5		4	1	5

(ウ) COPD啓発事業

目的：COPDの認知度向上を図り、早期発見・早期治療につなげる。

実施状況：富士川SA大観覧車フジスカイビューゴールドライトアップ (11月15日～18日)